

私たちは 結婚新生活を応援します

先着
60 件
程度

※予算がなくなり
次第終了します。

●申請期間 令和 7 年 6 月 2 日 月～令和 8 年 2 月 2 7 日 金

●補助金額 住居費、リフォーム費用および引越し費用を合算した金額。

ただし、世帯あたり上限

29 歳以下 ▶ 60 万円

39 歳以下 ▶ 30 万円

※千円未満の端数があるときは、切り捨て ※年齢区分は、婚姻日時点の年齢で夫婦のいずれかの高い方による

●対象となる経費

婚姻を機に要した費用で、**令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 2 月 2 7 日まで**に支払いが完了しているもののうち、以下に該当するもの

【住居費】

草津市内で居住する新居の購入または賃借に要した費用のうち、購入費、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料が対象。

※賃料については、勤務先から住宅手当が支給されている場合等は、住宅手当分に相当する費用を除く。

※婚姻日より前に物件を購入または賃借した場合は、婚姻日から起算して 1 年以内に婚姻を機に取得または賃借したものに限り。

【リフォーム費用】

草津市内で居住する住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用。

※婚姻日より前に実施したリフォームについては、婚姻日から起算して 1 年以内に婚姻を機に実施したリフォームに限る。

【引越し費用】

草津市内への引越しに要した費用のうち、引越し業者または運送業者へ支払った費用。

●対象となる新婚世帯

次の①～⑧全てに該当する世帯

- ① 令和 7 年 1 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に婚姻届を提出し、受理されている
ただし、市区町村への婚姻の届出に限る（婚姻届の提出、戸籍への記載）
- ② 申請時点で、夫婦の双方または一方の住民票の住所が草津市内であり、かつ申請する住宅の住所と一致している
- ③ 婚姻日時点で、夫婦ともに 39 歳以下
- ④ 所得証明書をもとに、令和 6 年分の夫婦の合計所得金額を合算した金額が 500 万円未満
- ⑤ この補助金の交付を受けたことがない
- ⑥ 夫婦いずれの者も、草津市税および国民健康保険税の滞納がない
- ⑦ 夫婦の双方または一方が、本市、他市区町村または都道府県において同様の給付を受けていない
- ⑧ 3 年以上継続して草津市に居住する意思がある

※令和 8 年 2 月 28 日から 3 月 31 日の間に婚姻届を提出される方は、別途お問い合わせ下さい。

申請の流れ

【申請者】
申請書類の提出
交付請求書の提出

【草津市】
申請書類の審査・交付決定
申請者名義の口座へ振込

※申請書類の提出はさわやか保健センター 2 階子ども若者政策課へ直接持参（郵送申請、窓口時間外の受付はできません。）

※申請に必要な書類は、窓口で配布するほか、草津市のホームページからもダウンロードできます。

※令和 6 年度に同補助金の交付を受けた世帯であって、限度額に達していない方は、申請前に別途お問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

草津市役所 こども若者部 こども若者政策課（さわやか保健センター 2 階）
TEL : 077-562-7882 FAX : 077-561-6780 E-mail : kowaka@city.kusatsu.lg.jp